

平成27年度
多治見市子どもの権利擁護委員
活動報告書



ほほ



平成28年（2016年）6月
多治見市子どもの権利擁護委員



はじめに

子どもの生活する家庭や学校、保育園、幼稚園、スポーツクラブなどの場所では、子どもたちが自分の気持ちをストレートに表現しているように見られがちですが、案外、子どもの本音が語られることは多くはないのが実際なのではないでしょうか。

特に、子どもの相談という窓口から見たときには、そうした現実に触れることは折々にあります。

例えば、いじめを受けている子どもは、いじめられていることを訴えることはほとんどありません。その理由としては、いじめられていると訴えることそのものが自分を惨めにするから、と言われていました。同じように、虐待を受けている子どもも、体罰などが虐待であること自体を認知していないこともあります。また、「辛い」と訴えることがほとんどないことを児童相談所では沢山経験してきました。

また、不登校の場合には、登校できない自分がいることは確かですが、なぜ登校できないかを説明できる子はまずいないのが現実です。育ちの問題を背景とした不登校では、登校できない理由は自覚できない訳ですから、おとなから問われることは子どもには大変苦痛なことなのです。

日常的な場面でも、子どもの意見をたやすく否定されたり、子どもが約束事を変えようとしても「お前が約束したじゃないか」と無視されたり、部活に行きたくないけど、言えなくて無理に行くなど、おとなが子どもの気持ちを聞こうとしなかったり、子どもの気持ちに心配りをしないことは沢山あると思います。

そうした現実のなかで子どもの「意見表明権」を考えてみたとき、次のことが言えるのではないのでしょうか。①子どもが自ら「意見」を述べること自体に大きな困難があること。②子どもの「意見」というのは、言語レベルだけでなく「態度・行動」でも表現されるものであること。③おとなとしては、そうした認識を持つことで、子どもの「意見」を柔軟に受け止める姿勢を持つ必要があること。④そして、子どもの「意見」として捉えたことは、最大限尊重しなくてはいけない。特に言葉になった「意見」の内容は、子どもの切実な想いが込められていると考えなくてはならないのです。

多治見市では毎年、小中学生の「わたしの主張大会」が開催されていま

すが、かつて、いじめを克服した生徒の発表を聞いたことがあります。その子の場合には、いじめられていることを率直に親に相談をしており、親も慌てることなく、子ども自身がどういう態度をとるといいのか親なりの意見を述べていました。親も心配をしながらも子どもの主体性を尊重して落ち着いた対応をされた様子が伺われました。

子どもは、親が心配をしてくれていると実感できることで、大きな安心感を得ていくと思います。

社会的養護の世界では、近年「三つの家」という手法が広がりつつあります。これは、一枚の紙に「安心の家」「心配の家」「希望の家」という三つの家の絵が描いてあり、それぞれの家に今の気持ちを職員と子どもが話し合っ書いてゆくものです。「何を話してもいいんだよ」という雰囲気や大事にしながら絵を描いたりしながら話し合うことで、子どもの思いを聞き、書いていきます。例えば「お母さんに会いたい」という「希望」は、すぐに実現することではないとしたとき、次の「三つの家」を書くことはすぐには行いません。母に会うためにはどんな対応が必要なのかを検討し、取り組んだあとでその結果を子どもに伝えることが子どもの気持ちを大切にすることだからです。

子どもが意見表明をしたことに早期に取り組むこと、そしてその結果が必ずしも希望に答えられないとしても、子ども自身にきちんと結果を伝えて納得してもらうことが、「表明された意見の最大限の尊重」と言うことではないでしょうか。

そのように考えてきたとき、子どもの権利相談の難しさの一端を思わざるを得ません。それは、親さんや子ども自身が子どもへの面接を希望されないことがあること、また、学校などの日常生活のリズムを変えられない現実があることなどで、子どもの願いに即した相談のあり方に悩むことがあります。それでも親さんや関係者との関係性を大切に、調査や調整といった機能を最大限果たしていくことが相談室の使命であろうと考えています。

平成 28 年 6 月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 石田 公一

目 次

はじめに 多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 石田 公一

I 平成 27 年度の活動状況について

1 相談受付状況	5
(1) 月別延べ相談回数	6
(2) 相談者	6
(3) 学齢・性別相談対象者	7
(4) 相談内容	8
(5) 相談方法	9
(6) 相談時間帯	9
(7) 相談所要時間	10
(8) 相談曜日	11
(9) 対応	11
多治見市子どもの権利相談室カード	12
2 相談事例から	12
3 救済の申立ての状況	14
4 出張相談	15
5 活動報告会の開催	15
6 広報・啓発活動	16

II 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「平成 27 年度救済申立てに関する報告」

多治見市子どもの権利擁護委員 森川 幸江 17

「改めて子どもの声を聴くこと」

多治見市子どもの権利擁護委員 遠藤 由美 18

おわりに 20

参考資料

多治見市子どもの権利に関する条例 23

多治見市子どもの権利擁護委員制度(子どもの権利相談室)のしくみ 27

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿 28

I 平成 27 年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成 15 年 9 月全国で 4 番目に総合型の条例として多治見市子どもの権利に関する条例を制定し、条例に基づき、子どもの権利擁護委員が設置され、12 年経過しました。

子どもの権利擁護委員の特色は、既存の相談機関と異なり、子どもが安心して気軽に相談し、救済を求めることができる、行政から独立性を尊重された公的第三者機関であることです。

子どもの権利相談室では、3 名の子どもの権利相談員が、子どもの権利擁護委員の窓口として、子どもに関する相談を受け付け、助言や支援を行っています。

1 相談受付状況

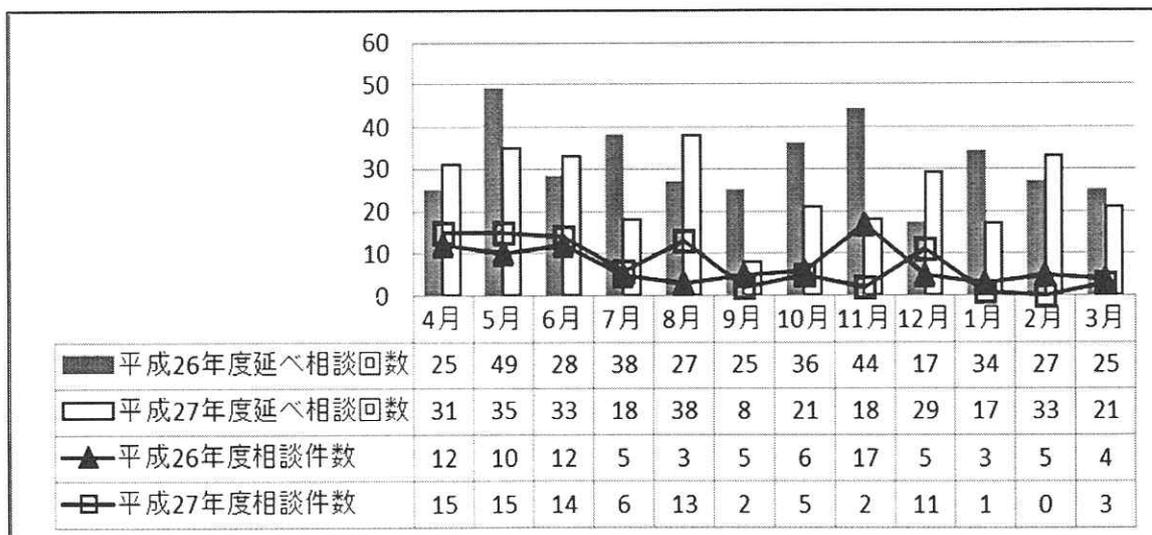
平成 27 年度の相談件数は 87 件、延べ相談回数は 302 回でした（注 1）。相談件数は、前年度の 87 件から変わりませんでした。延べ相談回数については、定期的に支援を重ねた相談者の卒業のため、過去一番回数の多かった前年度の 375 回から約 20% 減少しました（図表 1）。

子ども本人からの相談件数は 21 件（24%）、おとなからの相談件数は、66 件（76%）でした。おとなからの相談のうち、保護者からは 29 件（33%）でした。子ども本人と相談した延べ相談回数は 113 回（37%）であり、おとなと相談した延べ相談回数は 189 回（63%）でした（注 2）。

（注 1）相談件数は、初回に相談を受け付けた件数です。また、相談件数に 2 回目以降継続して相談を受け付けた回数を含めたものが、延べ相談回数です。

（注 2）初回におとなから受け付けた相談で、子ども本人との相談が必要な場合は、相談者がおとなから子ども本人に変わることがあります。

【図表 1】平成 26・27 年度月別相談受付（相談件数・延べ相談回数）

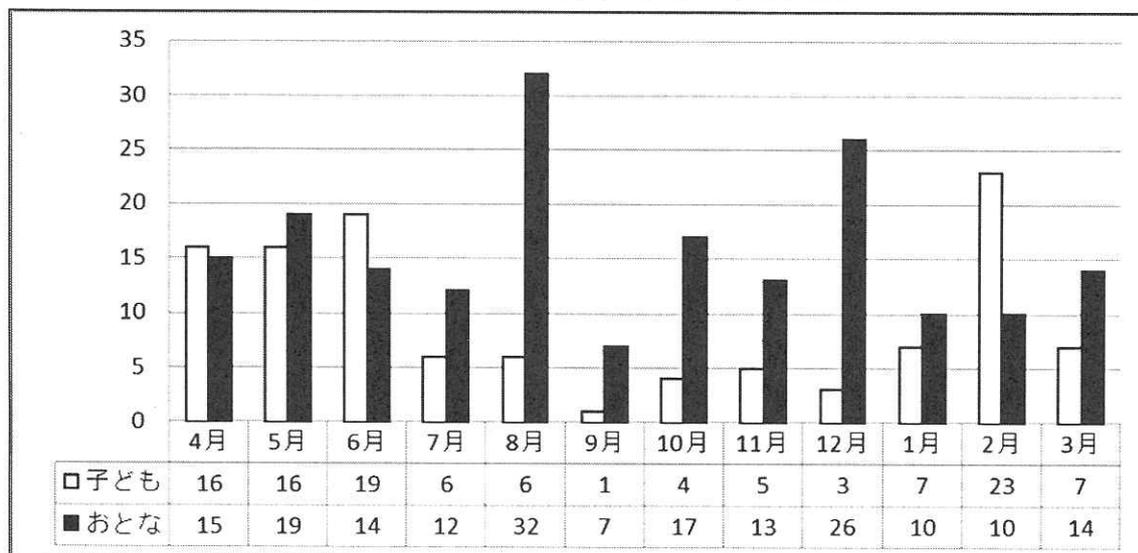


(1) 月別延べ相談回数

平成 27 年度は、8 月の相談が多く、次いで 5・6・2 月の相談が多くなっています。夏休みで子どもと過ごす時間が多くなることで親からの相談が増加したことが理由のひとつです。毎年、市内の小中学校・高等学校、幼稚園保育園へ子どもの権利相談室カードを配布する 5・6 月は、カードを手にした子どもや親からの相談が増える時期です。

月別では、子ども本人との相談は、2・6・4・5 月の順に多く 74 回で、おとなとの相談は 8・12・5 月の順に多く、77 回でした(図表 2)。

【図表 2】平成 27 年度月別延べ相談回数



(2) 相談者

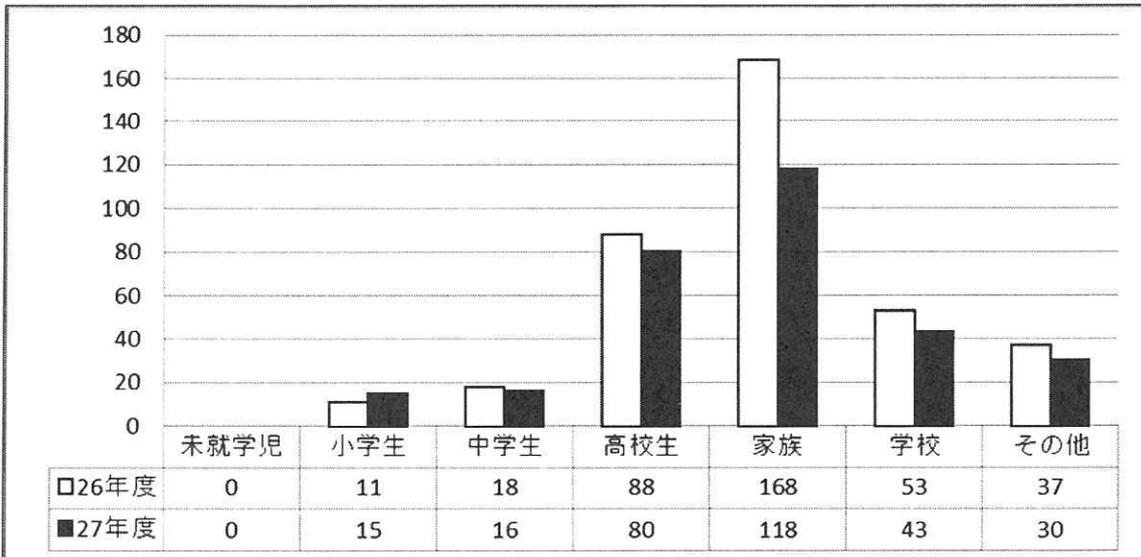
相談者の内訳は、家族からの相談が延べ相談回数 118 回(39%、前年度割合 45%)であり、そのうち母親からの相談は 79 回(26%、前年度割合 35%)でした。学校関係者は 43 回(14%、前年度割合 14%)でした。子ども本人との相談は 113 回(37%、前年度割合 31%)でした。

子ども本人からの相談 113 回のうち、小学生は 15 回(5%、前年度割合 3%)、中学生は 16 回(5%、前年度割合 5%)、高校生は 80 回(26%、前年度割合 23%)、対象外 2 回でした。

今年度は、前年度と比べ、小学生の延べ相談回数は約 40%増加しました。逆に中学生の延べ相談回数は約 11%減少し、高校生の相談回数は約 10%減少しました。(図表 3)。

また、必要に応じて、長年継続して相談を受けていた 18 歳を超えた本人と母親から 30 回程の相談を受けました。(統計上の回数には含まれていません。)

【図表 3】平成 26・27 年度相談者内訳（延べ相談回数）



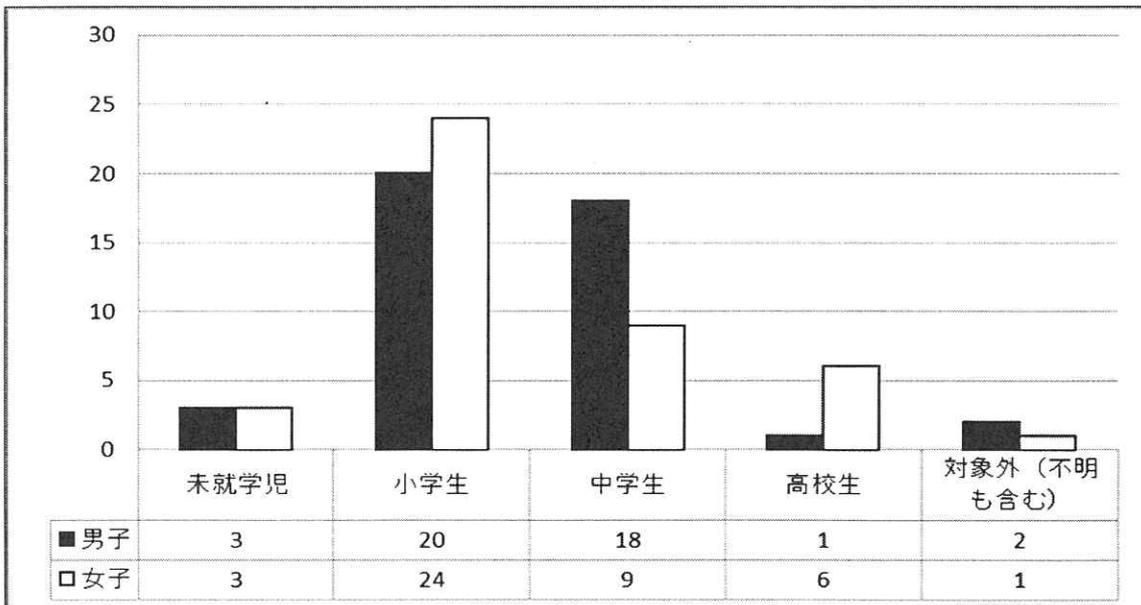
(注) 平成 27 年度のその他 30 回のうち、2 回対象外、28 回は学校関係以外の子ども関係施設の相談を含みます。また学校からの相談は、学校訪問での情報交換も含んでいます。

(3) 学齢・性別相談対象者

相談対象者の学齢別内訳を見ると、未就学児についての相談は 6 件（7%、前年度割合 11%）、小学生は 44 件（51%、前年度割合 51%）、中学生は 27 件（31%、前年度割合 20%）、高校生は 7 件（8%、前年度割合 14%）でした。対象外相談件数は 3 件でした。

性別では、男子 44 件（51%、前年度割合 52%）、女子 43 件（49%、前年度割合 47%）でした（図表 4）。

【図表 4】平成 27 年度学齢・性別相談対象者（相談件数）



(4) 相談内容

子ども本人との主な相談は、進路・学習 70 回(23%)、心身の悩み 14 回(5%)、その他 13 回(4%)でした。

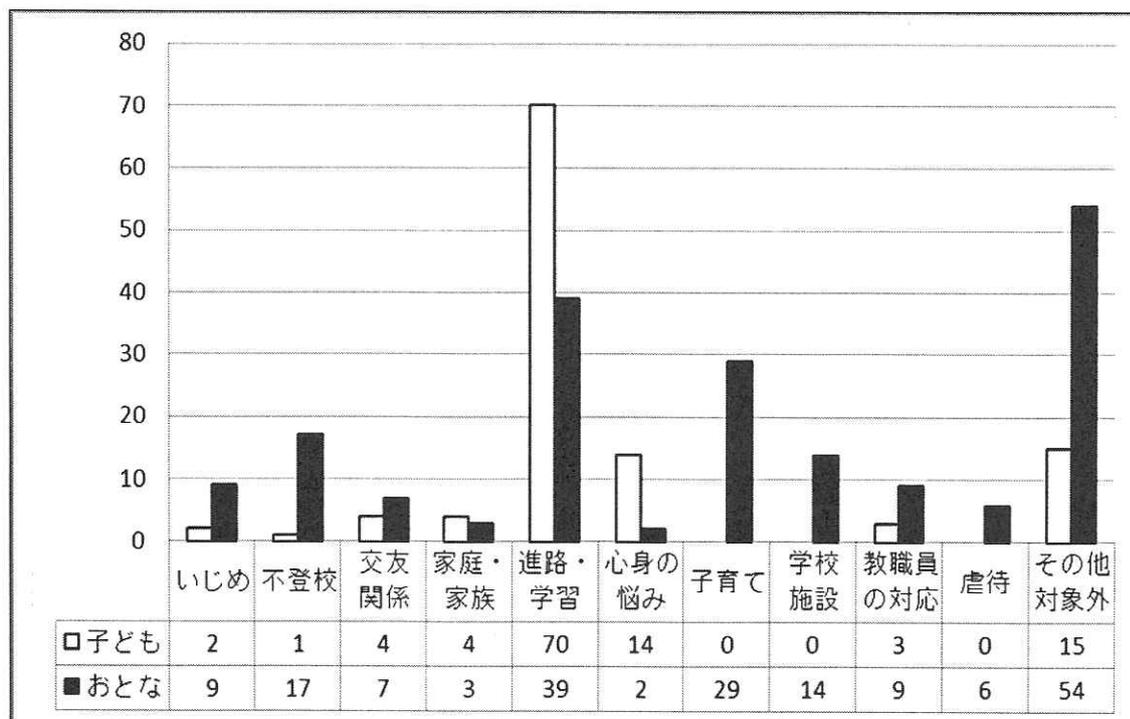
おとなとの相談で主なものは、進路・学習 39 回(13%)、子育て 29 回(10%)、不登校 17 回(6%)、学校施設等の対応 14 回(5%)、教職員の対応 9 回(3%)でした(表1・図表5)。

今年度の特徴として、子どもは進路学習に関わる相談が多く、おとなも子どもの進路学習の支援方法等を相談されるケースが多く見られました。

【表1】平成27年度相談内容(相談件数・延べ相談回数)

	いじめ	不登校	交友関係	家庭・家族の悩み	進路・学習	心身の悩み	子育て	学校施設等の対応	教職員の対応	虐待	その他対象外
相談件数	3	5	8	4	7	7	3	1	4	2	43
延べ相談回数	11	18	11	7	109	16	29	14	12	6	69

【図表5】平成27年度子ども・おとなの相談内容(延べ相談回数)



(5) 相談方法

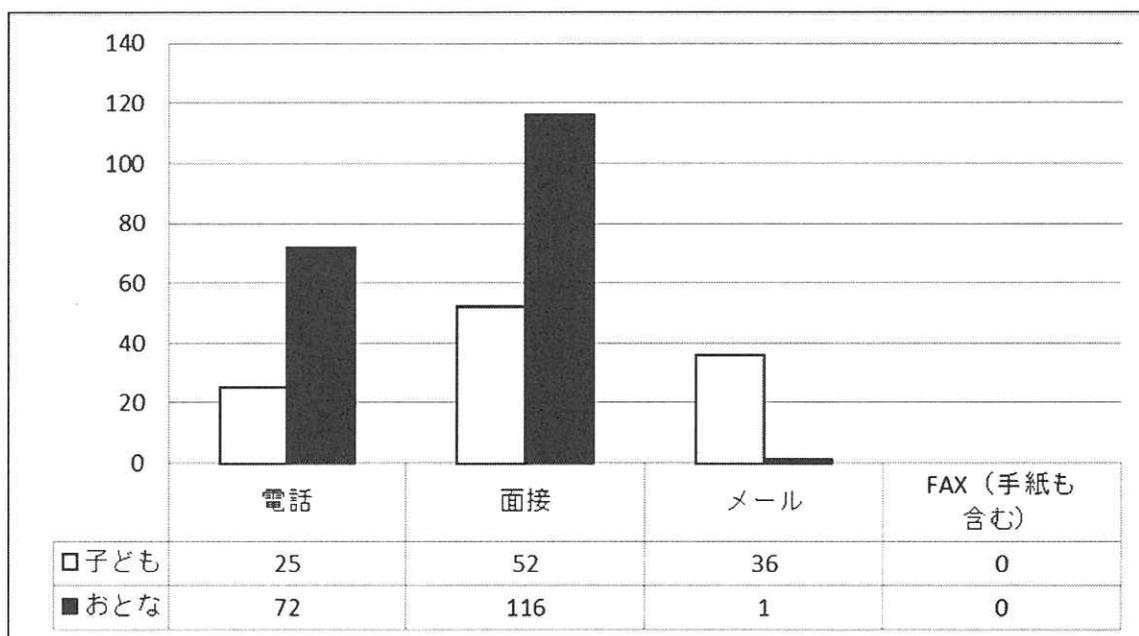
相談方法は、電話相談 97 回 (32%)、面接による相談が 168 回 (56%)、メールによる相談が 37 回 (12%) でした。

子どもについては、電話による相談が 25 回 (8%)、面接による相談が 52 回 (17%)、メールによる相談が 36 回 (12%) でした。

おとなについては、電話相談が 72 回 (24%)、面接による相談が 116 回 (38%)、メールによる相談が 1 回 でした。

子どもは相談室での面接相談の割合が高く、又メール相談が増加し、おとなは、電話、面接による相談割合が高くなっています (図表 6)。

【図表 6】平成 27 年度子ども・おとなの相談方法 (延べ相談回数)



(6) 相談時間帯

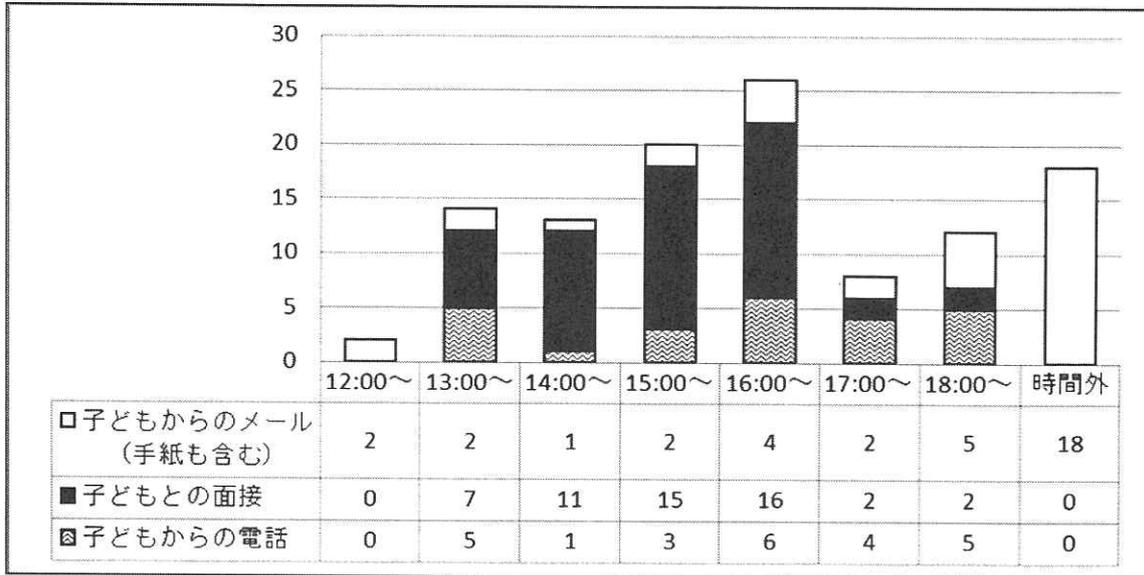
子どもからの相談は、午後 3 時台が 20 回 (7%)、午後 4 時台が 26 回 (9%)、時間外が 18 回 (6%) となっています。今年度の相談時間帯のピークは、午後 4 時から午後 5 時の間でした。(図表 7)。

前年度のピークは、午後 3 時から午後 4 時の間で 37 回 (10%) でした。

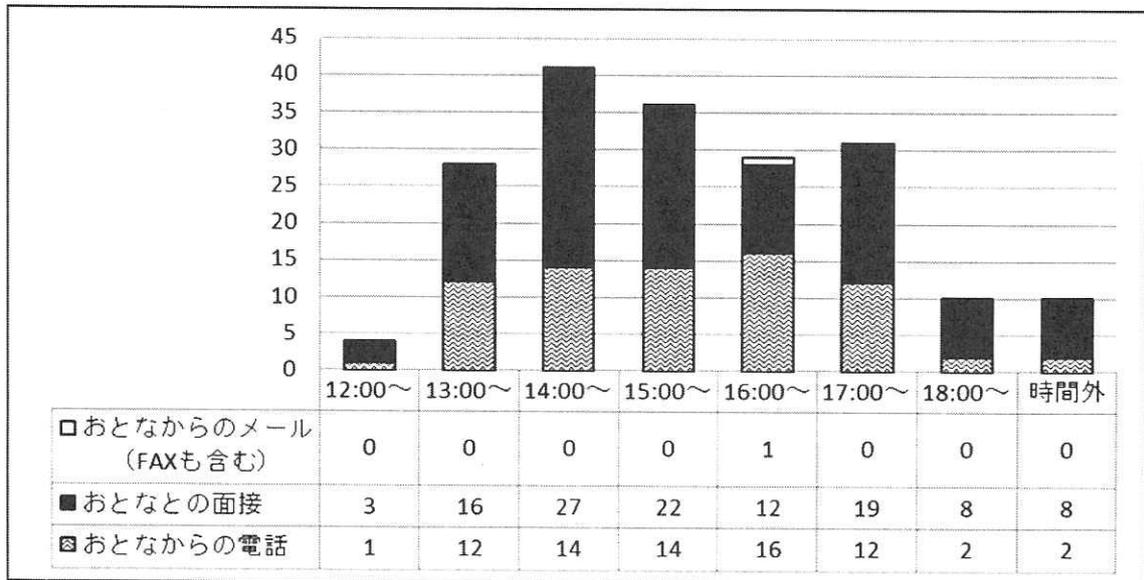
今年度の特徴としては、時間外のメールの相談が増加したことです。

おとなの相談は、午後 2 時台が 41 回 (14%)、午後 3 時台が 36 回 (12%)、午後 5 時台が 31 回 (10%) となっています。(図表 7)。

【図表 7】平成 27 年度子どもとおとなの相談時間帯（延べ相談回数）



(注) 子どもからのメール相談の中には、手紙による相談も含まれます。



(注) おとなからのメール相談の中には、FAXによる相談も含まれます。

(7) 相談所要時間

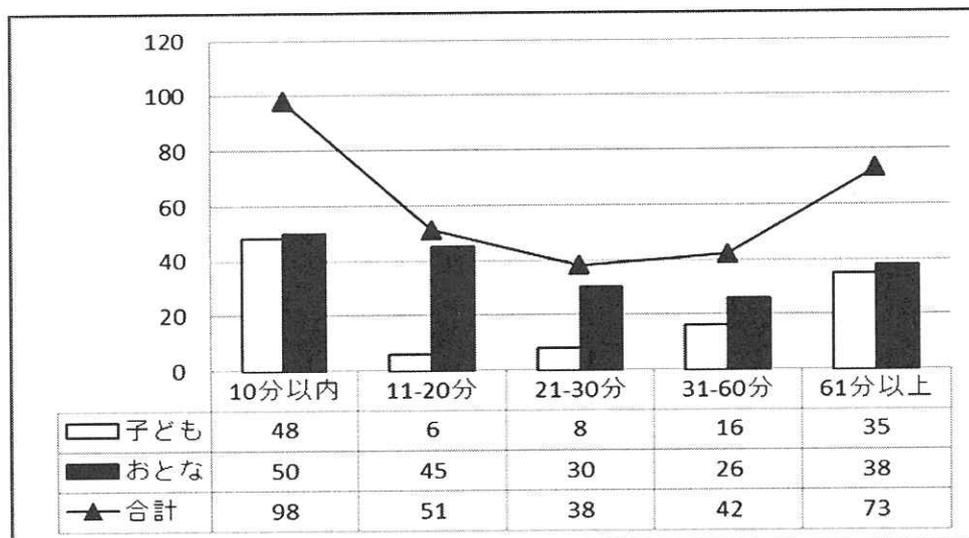
相談にかかる時間は、10分以内が多く98回(32%)でした。次いで、61分以上が73回(24%)、11分から20分までの相談が51回(17%)でした。

なお、この傾向は前年度と同じです。

子ども本人との相談所要時間は、10分以内の相談が48回(16%)で最も多く、続いて61分以上の相談が35回(12%)でした。

おとなとの相談所要時間は、10分以内の相談が50回(17%)、次いで11分から20分までの相談が45回(15%)でした(図表8)。

【図表 8】平成 27 年度子ども・おとなの相談所要時間（延べ相談回数）



(注) 手紙・メール・FAXによる相談は、10分以内の相談所要時間にカウントしています。

(8) 相談曜日

子どもの権利相談室たじみ子どもサポートは、火曜日から金曜日までは、午後 1 時から午後 7 時まで、土曜日は午後 0 時から午後 6 時まで開いています。相談を受け付けた最も多い曜日は、火曜日で 69 回(23%)、次いで水曜日で 68 回(23%)、金曜日 65 回(22%)でした。(前年度については、最も多く相談を受け付けた曜日は火曜日で、延べ相談回数は 89 回、全体に占める相談割合は 24%でした。) (表 2)

【表 2】子ども・おとなの相談曜日（延べ相談回数）

	火	水	木	金	土	左記以外
子ども	24	21	14	27	27	0
おとな	45	47	34	38	23	2
合計	69	68	48	65	50	2

(9) 対応

相談が初回で終了した件数は 43 件(49%)でした。2 回目以降継続的に相談した件数は 44 件(51%)で、延べ相談回数は 259 回(86%、前年度 85%)でした。また、出張相談で対応した延べ相談回数は、19 回(6%、前年度 28 回 7%)でした。

継続相談では、平均すると 1 件当たり 5.9 回(前年度 10.9 回)の対応をしたこととなります。子どもと親からから受けた進路・学習の相談では、電話相談・来所相談・親からのメール相談を重ねて、延べ 109 回にわたって対応

をしました。

対応の多くは、相談者の話を傾聴し、助言することでした。また、相談室内だけにとどまらず、ともに動きながらの対応も多くありました。相談者の気持ちを受けとめ、尊重し、解決を図るなかで、調整活動として、子どもの最善の利益を考え、相談者と子ども関係者の間に入って、子どもの代弁者として子どもの関係者とともに、問題の解決にあたったケースは2件（前年度2件）ありました。

多治見市子どもの権利相談室カード

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート

火～金 1時～7時
土 12時～6時
フリーダイヤル（通話無料）
0120-967-866
携帯からもつながるよ

でんわしてね



「ひとりじゃないよ
いっしょに話そう」

相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！

E-mail : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55
ヤマカまなびパーク4階
TEL : 0572-23-8666
FAX : 0572-23-8786

2 相談事例から

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」では、子どもの権利擁護委員の下で3名の相談員が、子どもの心を受け止め、尊重しながら、子どもの最善の利益を最優先に日々相談活動を行っています。

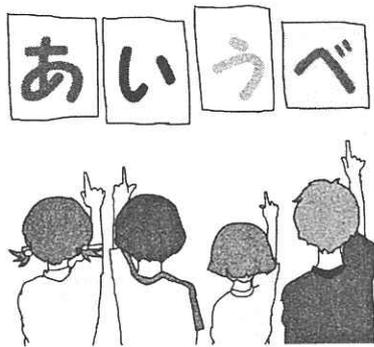
子どもたちは、安心した場所で、持っている力を少しでも発揮できる機会があれば、どんどん自信がつき、見違えるように成長した姿を見せてくれます。

ほとんどの子どもたちが18歳という年齢を期に、不安で動けなかったことが嘘のように自分自身で歩み始めます。

長期間の関わりの中には、卒業したからといって、その子どもの抱えている事が解決できないこともあります。その子どもに対しては、必要であれば引き続き相談にのりながら、自立に向けた道が決まるまで見届けます。そして、相談室を「卒業」というかたちで見送らせていただいています。

12年間の相談室での様々な関わりの中、こうした子どもたちの姿からは、改めて子どもの持っている可能性の大きさを確信しています。

<相談者より>として、小児病棟へボランティアに行くために「あいうべ」の絵本を作る企画のイラストをここに掲載し、支えながら一緒にここまで来たご家族の声とともに紹介します。25年度に続き今年度もこの報告書の表紙を飾ってもらいました。子どもの時代を卒業した彼女のイラストは、彼女の言葉であり、心の表現でもあるように思います。



あ



い



う



べ



...

<ご家族の声>

六年以上お世話になりました。
溜り溢れては私の思いを聞いてくださるアトバイス
にたいては私が軽くなら行くのを感じても
うれしかったです。孫は始め内人と会ってやっていた
ので私は事ある度耐え切れなくなると足か
相談室に自然と向っていました。孫はなんとも
一目も早く心の許せる人と出会って心開いて欲しいと
願っていました。長間様こそやっと安心出来る
場所だと感じ始め相談室に行ける様になり勉強も
教えていただいたりしながら通いました。先生方の
思いやり暖かさいつも何かと心にとめて声掛けを
していたのだとお蔭様で少くも
悩みながらも今迄と違った方向へと
進み始めている所です
この春不登だった高校卒業を迎える事が
出来ました事
相談室の先生方により感謝致します。
ありがとうございました。

今後の活躍と、またどこかで本人の素敵イラストに出会えることを期待
しています。

3 救済の申立ての状況

子どもの権利擁護委員は行政からの独立を尊重された公的第三者機関で
あり、子ども本人でも安心して気軽に相談し、救済を求めることができるし
くみです。

子どもの権利に関わる救済の申立てを受けると、その内容に基づき、権利
の侵害があったかどうか調査を行い、必要に応じて調整を図ったり、関係者
などに対し、改善を求めています。

平成 27 年度の救済の申立ては 3 件、前年度から継続していた事案はありま
せんでした。

4 出張相談

平成 27 年度は、旭ヶ丘児童センターにおいて毎月第 2 土曜日午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、笠原児童館において毎月第 4 土曜日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、「出張子どもの権利相談室」を開設しました。相談は、19 件ありました。

子どもはおとなと違って、相談員だからといって誰にでも相談をかけることはなかなかできません。定期的に顔を合わせ、遊びを通じての関わりの中で、子どもが安心して何かあったら話をしてみようと思える関係作りをしていきます。出張相談での相談は、本人からは進路学習、子ども施設関係者からは子どもに対する関わり方についてが多くありました。

出張相談では、子どもたちが、学校外の場所で、おとながどう関わってくれるかを試しているような場面がみられます。子ども本人が抱えていることを、どうおとなが理解し、その上でどう対応してくれるのか、おとなとしての姿勢が試されます。

5 活動報告会の開催

多治見市子どもの権利に関する条例第 18 条に基づき、平成 26 年度子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：平成 27 年 8 月 4 日（火）13：30～16：00

場所：多治見市産業文化センター3階 大会議室

内容：

1. 多治見市子どもの権利擁護委員平成 26 年度活動報告会

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 石田 公一

委員 森川 幸江

委員 遠藤 由美

2. たじみ子ども会議活動報告

報告者 たじみ子ども会議☆子どもスタッフ

3. 講演「子どもの貧困の連鎖への対応」

講師 岩城 正光 氏（名古屋市副市長）

6 広報・啓発活動

(1) 子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、平成 27 年度に次のような広報・啓発活動を実施しました。

- ① 5月から6月にかけて、市内全小・中・高等学校 26 校を環境文化部くらし人権課職員とともに訪問し、学校職員と児童・生徒全員に子どもの権利相談室リーフレット・相談室カードを配布しました。また、全幼稚園・保育園年中児にもリーフレットとカードを配布しました。
12 月にも小中学校と認可外保育所を訪問し、職員との情報交換を実施しました。
- ② 広報紙（たじみすと）で年に 2 回（6 月と 2 月）、地域コミュニティーラジオ“FMピピ”で 2 回（7 月と 1 月）広報を行いました。
- ③ 連合 P T A 会長会議にて広報活動（7 月）
- ④ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム in 西東京へ参加(10 月)
- ⑤ 主任児童委員定例会議にて広報活動（10 月）
- ⑥ 東濃地域子ども・若者支援担当者情報交流会参加（12 月）
- ⑦ 多治見市市民児相サービス懇話会にて広報活動（3 月）

Ⅱ 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「平成27年度救済申立てに関する報告」

多治見市子どもの権利擁護委員 森川 幸江

平成27年度には、公的第三者機関としての目的である救済申立ては3件ありました。子どもの権利擁護委員は、単なる相談を超え、救済申立てを受けた時には、権利の侵害かどうかの事実調査をし、子どもの権利を侵害している場合は、その機関や相手に対して勧告、是正要請をすることができます。

今年度に終了した案件は以下のようです。

1. 学校で先生から暴力を受けたとの訴えがありました。救済申立てのしくみに沿って動くと時間がかかることより、まずは、速やかにその出来事を確認しました。その結果、しくみ上の動きではなく、学校と保護者の間に入って調整をしていく方が望ましいと判断し、申立人とも相談の上、救済申立ては取り下げてもらい、「調整」としました。何度も学校とやりとりをして、子どもが学校に通うことができるように、本人と保護者の学校への信頼の回復に努めました。
2. 親からの虐待により、逃げてきて学校に通えないとの訴えがありました。虐待の場合は、速やかに子ども相談センターや子ども支援課への通告の義務が優先しますので、すぐに確認したところ、他機関で学校に通学をはたらきかける動きがすでにあつたことより、申立ては取り下げとなりました。

他1件は、平成28年度に継続となりました。

最後に、多治見市の子どもの権利擁護委員として3期9年が経過しました。任期満了につき、平成27年度をもちまして、子どもの権利擁護委員を退きます。

子ども達の周りに起こっていることへの支援の手が、少しでも多くの子どもたちへ届くことを、子どもの権利に関わるおとなとして、願ってやみません。

改めて子どもの声を聴くこと

多治見市子どもの権利擁護委員 遠藤 由美

(日本福祉大学子ども発達学部 子ども発達学科 教授)

子どもの声に耳を傾けること、私たち「おとな」は、このことを改めて大切にしたいと思います。

2015年度も相談室では、さまざまな電話や訪問を受けました。親御さんや学校関係者など「おとな」からの相談もありますが、子ども本人からの相談もあります。「よくいじめられる」「異性への興味関心をどうしたらいいか。」「進路は『〇〇しかムリ』と言われて嫌な気持ち」など、小学生から高校生までさまざまで、しかもどうすればいいのか困っているところからの助けを求める相談です。

私たちは、子どもたちの声に耳を傾けて丁寧に聴くことをこころがけ、気持ちや問題の整理を手伝います。電話の途中、親御さんが帰宅されて、話が中断するケースもあります。親御さんに心配をかけたくない、知られたくない場合です。緊急性重大性のある場合でなければ、子どもさんの気持ちを尊重します。

担任の先生に進路問題に関する自分の意見を率直に話し、親御さんに連絡がいき大事になった相談— 子ども自身からすれば、そのときの自分の思いを吐き出したいことがある、それを相談室では聴きとります。聴きとることで子ども自身の気持ちが整理でき自分でどうすべきか見つけることができます。

他の生徒から髪の毛を引っ張られたり、通せんぼされたりした子どもさんは、「おとなの誰かに止めてほしい」「安全だったら学校に行ける」と訴えます。このような場合、私たちは「学校に話してほしい」というお子さん本人の意向に応え、どのように伝えることを希望されるか確かめたくて、学校を訪問します。場合によっては、授業参観・学校参観等もさせていただきます。先生方との話し合いの中で、どのように対応していくのがよいのか、訴えたお子さん本人への対応、加害とされるお子さんをどう理解し、どう対応していくか、学校で誰がどのように対応していくか検討します。このような調整機能は、子どもの権利擁護委員制度の重要な役割の一つです。

「家に甘えられる人がいない」「相談員のように話せる人がいない」という子どもの率直な声もあります。「おとな」のおかれている厳しい環境を考えるとなるほどそうかもしれないと感じさせられます。そうしたときにこそ、「学校」の先生でもない、「心配をかけたくない」親でもない、第三者＝子どもの権利擁護委員や相談室を利用してくださることが、重要であるように思います。

子ども自身の気持ちから問題解決の糸口を探り、調整する。このことが今改めて求められているように思います。子どもたちは、自身が尊重された体験を記憶します。それは必ず力になります。「おとな」は、その置かれた立場や環境から「子どものために」考えて対応しようとし、そのときに、真ん中に据えたいのが「子ども自身の気持ち」であり「声」です。子どもが大切にされた体験から身につけた力は、子ども自身の未来を切り拓くときに発揮されるからです。

今、児童福祉法の一部改正案が提案されています(2016年3月29日)。一部改正の内容の中に、子どもの権利擁護委員が子どもたちの相談や調整を行うときに関わる重要な内容がいくつかあります。

権利をもつ主体であることを位置づけ、子どもの最善の利益や意見表明権を想定したであろういくつかの子どもの権利内容が表現されており、これから大いに活用していくことが期待されます。しかし、残念なことに、子どもが権利行使の主体であることが位置づけられていないことは、今後の法改正への課題として残されることとなります。子どもの権利条約が1959年子どもの権利宣言と異なるのは、子どもが保護の対象だけではなく、権利行使の主体として位置づけられたところにあるからです。多治見の子どもの権利条例が、国連子どもの権利条約を土台として、そこで示された子どもの権利を擁護し、保障するための自治体の条例として策定されてきたことを考えると重要な点だと考えられます。

第二は、今回の児童福祉法改正に「体罰などの禁止」が含まれなかったということです。児童福祉法改正に向けての数々の会議の中ではその必要性について議論されていたにもかかわらず、児童福祉法改正の具体的条文の中に含まれず、児童虐待防止法に含まれることが想定されています。そこでは、「しつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨が盛り込まれるようですが、「必要な範囲」が必ずしもわかりにくく、とくに前段で「しつけに際して」という文言が加わっていることから、いっそうわかりにくくなっているように思います。養育者が「しつけとして」行うならば適切であるかのように誤解される現実があり、体罰容認の考え方が虐待の温床になっていることからすれば、明確に体罰・暴力を禁止すべきことだと考えられます。国連・子どもの権利委員会は、日本の体罰や虐待の現状に対して、「子どもに関わる人たちが、体罰や虐待に替わる指導方法を学習するべきだ」と勧告しています。このような動きもふまえて活動を進めることが求められます。

さて、長年多治見市の子どもの権利擁護委員を仰せつかってきたことから、昨年度後半には、多治見市総合計画審議会委員の任にあたらせていただく機会を得ました。「第7次多治見市総合計画(2016-2023)」策定の議論に参加し、意見を述べさせていただくことによって、委員の皆さんの意見と合わせ、以下の内容に結実しました。「基本構想」については、「まちの財産である人を育て、様々な分野・世代間におけるひとの“わ”によって、互いに支え合い、育ち合い、つながりあうことにより、人にやさしいまちづくりを進めていただきたい」、「基本計画」に関わっては、「1安心して子育て・子育てするまちづくり」の一項目として「子どもが多治見市に誇りを持てるまちづくりを進めるため、子どもの権利に関する条例の理念にもとづく取組や、子どもの貧困対策、子育て、子育てに加え親育ちを支援できる地域社会の実現に向け取り組んでいただきたい。」という意見が、「答申」に盛り込まれました。これらの内容は、多治見市の子どもの権利条例を明確に位置づけることになっただけでなく、子どもの権利条例の土台ともいえる国連「子どもの権利条約」を浸透させる活動を行っているユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」にもつながる、そして現在の日本の国が抱えている課題への取り組みも示した内容になったと思います。このような総合計画を策定する他自治体と比べても多治見らしさが表れていると思いました。多治見には、子どもを真ん中にして、親も育ち、子どもも育ち、ひとにやさしいまちづくりを目指す土壌があります。私は、子どもの権利擁護委員の任を3月で終了しましたが、このような土壌をいっそう豊かに、子どもたちが安心できる環境を作られることを期待します。

お わ り に

子どもの権利擁護委員を務めていただいた森川幸江前委員と遠藤由美前委員が、3月末をもって退任されました。開設11年目を迎えていた子どもの権利相談室としては、お二人ともに二代目の子どもの権利擁護委員として、全国的にも子どもの権利擁護の活動そのものが少ないなか活動の礎を築き、9年という長きにわたって専心業務にあっていただいたことに対し厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

森川前委員は弁護士として、遠藤前委員は学識経験者として、数多くの相談や申立て事案に対して専門のお立場から適切な判断や助言をくださり、また学校などの現場に赴いて相談にあたってくださいました。広く市民の方々の前に出ることは多くない活動ではありますが、直接業務に関わってきた関係者や相談対象者などは、お二人の意見・助言を頼りとして参りましたし、沢山の力をいただいた9年であったと思います。そうした活動を、森川前委員の明るい人柄と鋭い判断力、遠藤前委員の誠実な人柄と高い理想などとともに、今後長く記憶にとどめ、更に発展させられるよう努力をしていきたいと考えています。

この4月からは森川前委員に代って安藤友美委員が、遠藤前委員に代って松原信継委員が就任しました。また、相談員も昨年就任した山田相談員に代って加納真奈美相談員が5月から就任しました。この新しい陣容でこの春から活動をしており、今後長く相談業務に携わっていききたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

相談室では、春と秋に市内にある保育園、幼稚園、小・中学校、高校のほか、市民である高校生が通う市外にあるいくつかの高校・特別支援学校などにも相談室PRのために訪問をさせていただいております。

訪問をしますとそれぞれの現場での悩みを語っていただくことが年々増えてきており、時間が足りないのが悩みとなっています。そのことは、とりもなおさず権利相談室の存在への理解が広がっていることの証でもあると受け止めていますので、少しでも期待に応えられるようなやり方をしたいと考えています。

県内では唯一の権利相談室ですので、幅広い経験があるとは言えません。その役割をどう果たしていくのかは、まだ試行錯誤のなかにあります。多くの方や関係機関のご理解と連携の力をいただきながら、社会に育つ子どものために尽力していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

平成28年6月

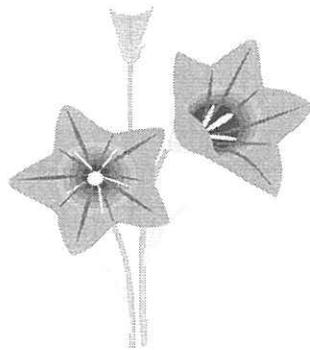
多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 石田 公一

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

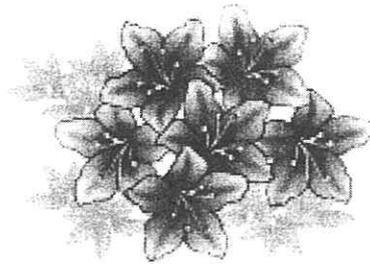
多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿



市の花

ききょう



つつじ

多治見市子どもの権利に関する条例

平成 15 年 9 月 25 日
条例 27 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 子どもの権利の普及 (第 5 条・第 6 条)

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障 (第 7 条—第 9 条)

第 4 章 子どもの意見表明や参加 (第 10 条—第 12 条)

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復 (第 13 条—第 18 条)

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証 (第 19 条—第 22 条)

第 7 章 雑則 (第 23 条)

附則

(子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち)

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

(子どもが安心して自分らしく生きることができるまち)

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくこ

とや子ども同士が育ち合うことができます。

(お互いを尊重し、共に支え合うまち)

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にす気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとななどの良い関係をつくっていきけるように支援されます。

(子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち)

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

(平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち)

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約 (平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。)の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身によ

る学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者は、虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報

の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護

委員」といいます。)を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密もらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係

者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報

告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

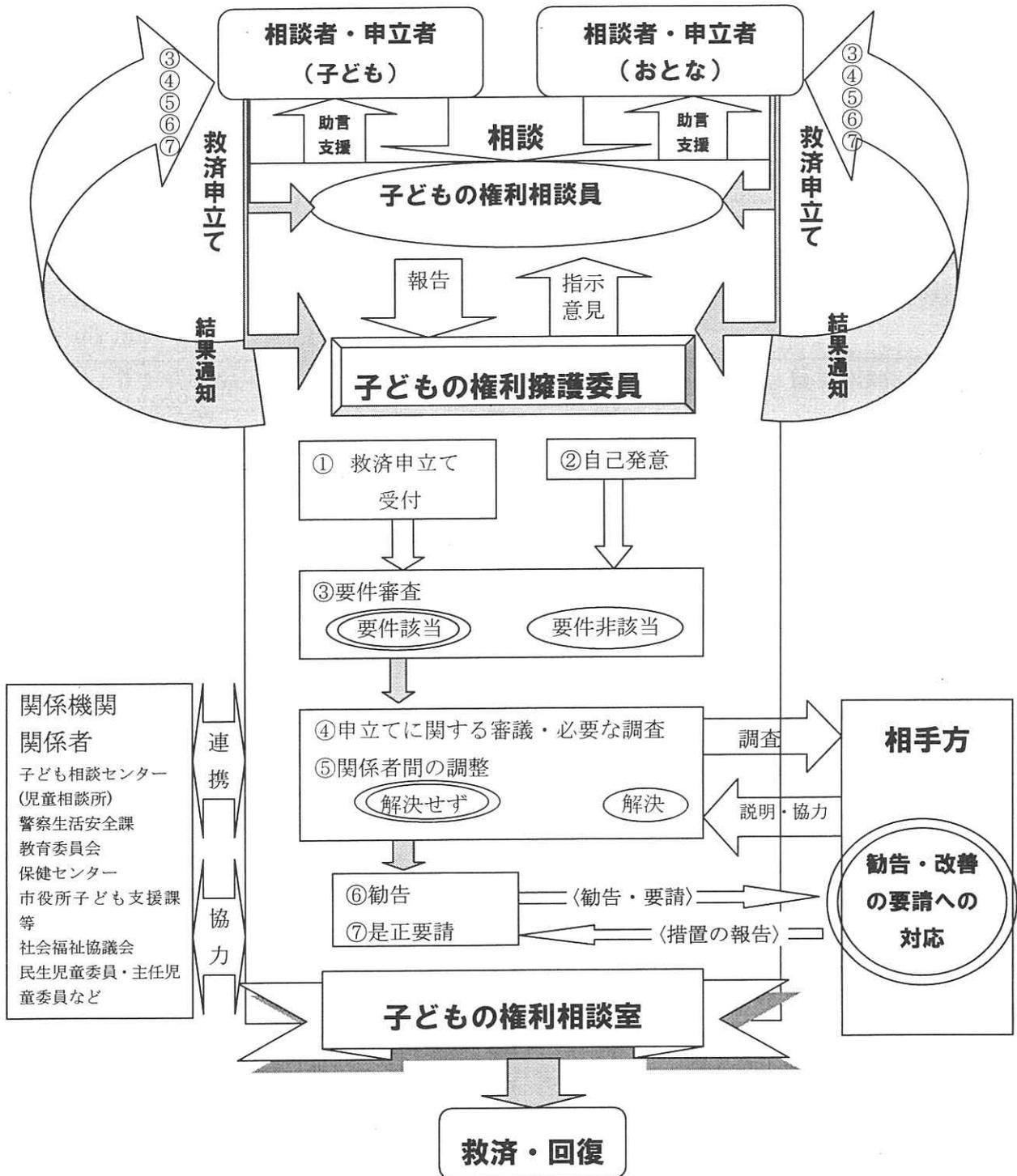
第23条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。
(平成15年規則第86号により、平成16年1月1日から施行。ただし、第13条第3項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成15年12月19日から施行)

(省略)

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ
 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいと言うこと。
 - ② 自己発意…救済の申立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申立て内容の対応を協議する。
 調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- * 擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員名簿

平成 27 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	石田 公一	元児童相談所長	平成 25 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	森川 幸江	弁護士	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
子どもの権利擁護委員	遠藤 由美	日本福祉大学 教授	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
子どもの権利相談員	小栗 喜代美	市嘱託職員	平成 22 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加藤 弘子	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	山田 雅美	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日

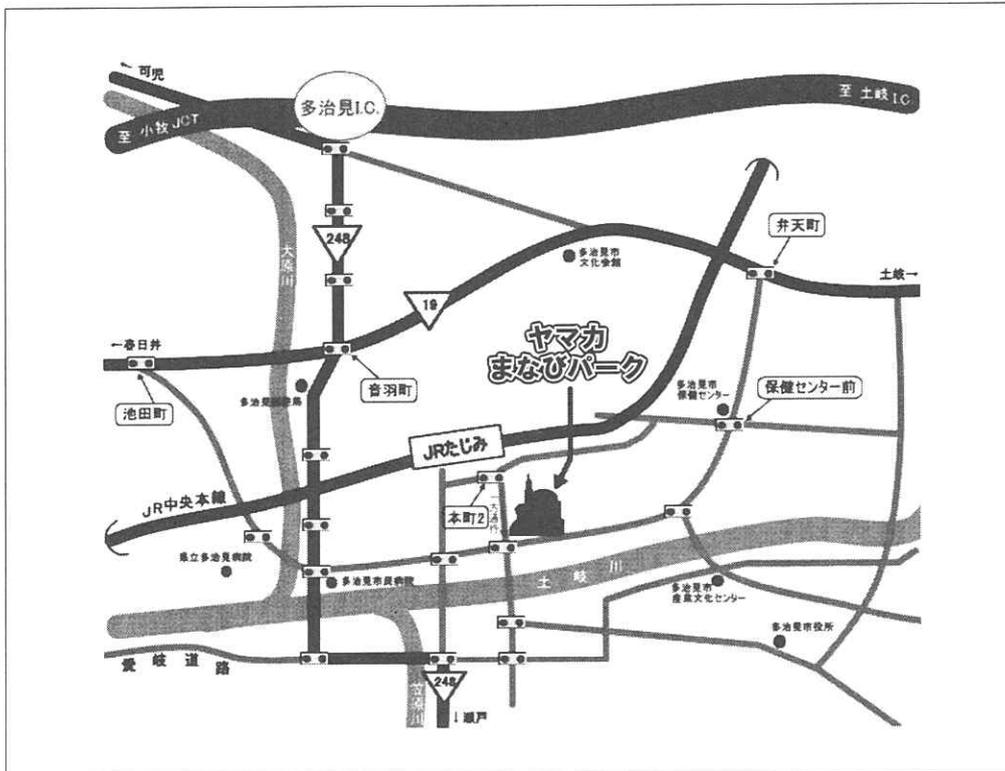
平成 28 年度子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	石田 公一	元児童相談所長	平成 25 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	松原 信継	愛知教育大学 教授	平成 28 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	安藤 友美	弁護士	平成 28 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	小栗 喜代美	市嘱託職員	平成 22 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加藤 弘子	市嘱託職員	平成 27 年 4 月 1 日～
子どもの権利相談員	加納 真奈美	市嘱託職員	平成 28 年 5 月 1 日～

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩5分

平成27年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書
平成28年6月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

電話/FAX : 0572-23-8786

フリーダイヤル : 0120-967-866

メール : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp



環境にやさしい大豆インキを使用しています。●作成費用：40,446円 ●作成部数：350部